

奥州市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年4月13日

奥州市監査委員 及 川 新 太
奥州市監査委員 松 本 富二朗
奥州市監査委員 佐 藤 邦 夫

1 監査の概要

(1) 監査の実施期日

予備監査 平成29年2月1日、2日、3日及び6日

本監査 平成29年2月7日

(2) 監査の対象とした部課等名

健康福祉部

福祉課、子ども・家庭課、長寿社会課、健康増進課、地域包括ケア推進室、各総合支所健康福祉課及び胆沢総合支所市民環境課（国保係）

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成28年度（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成27年度についても対象とした。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
福祉課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
子ども・家庭課	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
長寿社会課	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
健康増進課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
地域包括ケア推進室	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺総合支所健康福祉課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢総合支所健康福祉課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

胆沢総合支所健康福祉課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川総合支所健康福祉課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢総合支所市民環境課 (国保係)	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

なお、次の部課等について、留意改善を要する事項は次のとおりである。

(1) 健康福祉部子ども・家庭課

扶助費の支出事務において、窓口受取りのために資金前渡で受領した児童手当を全対象者が受取るまでに日数を要し、2か月経過してから精算を行っているものが1件あったので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

(2) 健康福祉部長寿社会課

服務事務において、年次休暇請求処理票に記載誤りがあるなど年次休暇申請手続きに不備があるものが8件、非常勤職員の任用手続きで年次休暇の付与日数に誤りがあるものが3件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。